由布市地域の居場所運営事業所の認定事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成２７年社援発０７２７第２号。以下「実施要綱」という。）４（４）サ（エ）に規定する生活困窮者支援等のための地域づくり事業のうち、市民が属性及び世代の垣根を越えて地域において様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる居場所を運営する事業所（以下「地域の居場所運営事業所」という。）を市長が認定すること及び予算の範囲内においてその活動経費に対し補助金を交付することについて、由布市補助金等の交付に関する規則（平成２４年規則第１２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「地域の居場所」とは、生活困窮者を含めた地域に住む多様の人々が自由に参加でき、かつ、主体的に関わることにより、自己を生かしながら過ごせる場所及びそこでのふれあいが地域で助け合うきっかけにつながる場所をいう。

（認定の要件）

第３条　市長は、地域の居場所運営事業所のうち次に掲げる各号の全てに該当する事業所を由布市地域の居場所運営事業所（以下「認定事業所」という。）として認定する。

（１）　実施要綱に規定する地域づくりに資する取組を実施すること。

（２）　由布市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成２７年告示第２０号）により自立相談支援事業を実施する機関と連携が図られていること。

（３）　生活困窮者をはじめとして、高齢者、障がい者及び子育て世代等が世代及び属性を超えて交流できる地域の居場所を整備すること。

（４）　体験活動、教室、季節ごとのレクリエーション等のイベント又はプログラム（以下「イベント等」という。）を開催する等の創意工夫があること。

（５）　イベント等を開催する場合は、参加する人の経験及び能力を生かすことができるようコーディネートする人材を配置すること。

（６）　市長が別に定める留意事項を遵守すること。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業所は、認定の対象としないものとする。

（１）　宗教団体又は政治活動を主たる目的とする事業所

（２）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ事業所

（認定の手続）

第４条　この要領による認定を受けようとする地域の居場所運営事業所は、由布市地域の居場所運営事業所の認定申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定により提出された申請書を生活困窮自立支援法（平成２５年法律第１０５号）に係る支援調整会議に付託して事業の内容を審査し、適当と認められた場合は認定を行い、由布市地域の居場所運営事業所の認定通知書（様式第２号）により、認定事業所に通知するものとする。

３　市長は、前項の認定を行った後、認定事業所の提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、当該認定を取り消すことができる。

（認定後の辞退）

第５条　認定事業所は、前条第２項の認定を受けた後に認定を辞退する場合は、由布市地域の居場所運営事業所の認定辞退届出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第６条　認定事業所は、第４条の規定により提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、由布市地域の居場所運営事業所の認定変更届出書（様式第４号）を当該変更後速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第７条　第４条第２項の規定による通知を受けた認定事業所は、規則第５条により由布市地域の居場所運営事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請を行うことができる。

２　前項の申請を行うに当たって、認定事業所は、補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助対象経費、補助率等）

第８条　補助対象経費は、認定事業所が実施する地域の居場所の運営に関するもので、次に掲げるものとする。

（１）　報償費

（２）　需用費

（３）　役務費

（４）　委託料

（５）　使用料及び賃借料

２　補助率は、補助対象経費の１０分の１０とし、１月当たり３万円を上限とする。

（補助金の概算払）

第９条　市長は、必要があると認めたときは、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合において、支払時期は、上半期（４月から９月）と下半期（１０月から３月）に１回ずつとする。

（申請の取下げのできる期日）

第１０条　規則第８条第１項の規定により申請の取下げのできる期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して８日を経過する日までとする。

（補助条件）

第１１条　認定事業所は、次に掲げる補助条件を遵守しなければならない。

（１）　この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（２）　第７条第２項ただし書の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請を行わなかった場合で、規則第１２条の規定による補助事業実績報告書の提出時に、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（３）　第７条第２項ただし書の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請を行わなかった場合で、規則第１４条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、由布市地域の居場所運営事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第５号）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（４）　規則第９条第１項の規定による軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

ア　補助の交付目的に反しない事業内容の変更

イ　補助対象経費の２０パーセント以内の増減

ウ　補助対象経費の費目間における流用で、流用先又は流用元のいずれか少ない額の２０パーセント以内の増減

（実績報告）

第１２条　規則第１２条の規定による実績報告は、事業を完了した日から起算して３０日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い期日までにしなければならない。

２　規則第１２条第３号に定める市長が必要と認める書類は、取組状況等の写真と

する。

（秘密の保持）

第１３条　本事業の実施に携わる者は、参加する者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、由布市地域の居場所運営事業所の認定事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。